

ハラスメントに係る相談対応について ～相談窓口の役割及び対応について～

(一社) 三田労働基準協会 (幹事)

(一社) 新宿労働基準協会その他

企業の相談窓口でハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに調査を行った上で、事実認定・判断(評価)を行い、その内容に応じて懲戒処分や再発防止対策等を講じることが求められています。また、ハラスメント関連の法律の他、相談内容によっては公益通報者保護法に基づき適切に対応を行うことも必要となりますし、ハラスメントへの社会的な関心が高まっているため、相談対応に問題があれば、企業のイメージダウンにもつながりかねません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

- 1 日時 2025年7月3日(木) 14:00～16:30 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏(中山・男澤法律事務所)
- 4 内容 ハラスメントとは
公益通報者保護法とは
ハラスメント相談対応の実務と留意点
- 5 受講料(資料代・税込) 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円
- 6 定員 32名
- 7 申込方法等
 - ① 裏面「申込書」により、6月26日(木)までに新宿労働基準協会あて Fax してください。
 - ② 受講可能な場合は、「受講票」を申込担当者あて Fax で返信いたします(申込書に必ず Fax 番号をご記入ください)。受講料は、6月26日(木)までに次の銀行口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店 ・口座番号 普通預金 3991676

・口座名義 (社) 新宿労働基準協会

振込人名の前に講習会月日をお付けください

◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください

(例 0703シンジュクロウドウ・・・等 イツパンシャダンハウジンは不要です)

- ③ 6月26日(木)までの取消しは、受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④ 受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。
- 8 問合先 (一社) 新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20新宿旭ビル A-205号
Tel 03-3366-4737

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

「ハラスメントに係る相談対応について」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2025年7月3日(木))

14:00~16:30 開場・受付 13:30~

申込 Fax. 送付先 (一社) 新宿労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	・新宿協会 ・三田協会 ・品川協会 ・大田協会 ・渋谷協会 ・池袋協会 ・会員以外		
事業場名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
フリガナ 受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメールアドレス		

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

一般社団法人 三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

Tel 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅

A9出口徒歩1分

JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

会場案内図

